

光地区消防組合職員採用試験受験案内 (令和4年度)



【区分】

◆上 級

◆中 級

◆初 級

◆消防職員経験者枠（上級）

◆消防職員経験者枠（中級）

◆消防職員経験者枠（初級）

光地区消防組合消防本部

1 区分及び採用予定人員

区分	採用予定人員	職務の内容
上級 中級 初級	合わせて2人程度	火災出動、救急出動、その他災害出動及び火災予防等の消防業務に従事します。
消防職員経験者枠 (上級・中級・初級)		

2 受験資格

- (1) 採用後において光地区消防組合の管轄区域(光市、田布施町又は周南市(平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。))に居住できる人
- (2) 消防職員経験者枠は、令和4年9月18日現在、山口県外の消防の職務に従事しており、かつ消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)第3条第2項に規定する初任教育の課程を修了した人
- (3) 視力は、矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること
- (4) 弁色力は、職務の遂行に支障がないこと
- (5) 聴力は、左右とも正常であること
- (6) (1)から(5)によるもののほか、次によります。

区分	受験資格
上級	平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業又は令和5年3月卒業見込みの人
中級	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学、高等専門学校(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業又は令和5年3月卒業見込みの人
初級	平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する人
消防職員経験者枠(上級)	昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する大学(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業した人
消防職員経験者枠(中級)	昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する短期大学、高等専門学校(管理者がこれと同等と認めるものを含む。)を卒業した人
消防職員経験者枠(初級)	昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する人

【注意事項】

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- 1 日本国籍を有しない人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 光地区消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日時及び場所

試験	日時	場所
第一次試験	令和4年9月18日(日) 午前9時00分から	光地区消防組合消防本部
第二次試験	令和4年10月(予定)	

【注意事項】

- 試験当日は、マスクを着用し、検温を実施した上で受験してください。
- 当日発熱(37.5度以上)がある場合は、受験することができません。また、再試験は行いません。
- 新型コロナウイルス感染症対策その他の事情により、試験場所を変更することがあります。試験場所を変更する場合は、別途連絡します。

4 受験申込書受付期間

受付期間	受付方法	備考
令和4年6月20日(月)から 8月19日(金)まで	郵送または持参	【持参の場合】 平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。 【郵送の場合】 受付期間内の消印のあるものに限り有効です。

5 申込書等の請求

・直接受け取る場合	消防本部総務課（庁舎2階）で配布します。
・郵便で請求する場合	封筒の表に「 受験申込書請求 」と朱書し、返信先を明記し、140円切手を貼った封筒（A4サイズが入るもの）を同封し、送付してください。 【送付先】 〒743-0011 山口県光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部総務課
・ホームページからダウンロード	https://119.city.hikari.lg.jp ・採用試験申込書 A4サイズの白厚紙に印刷

【注意事項】

- 白厚紙とは、官製はがき程度の厚さとし、感熱紙・光沢紙は使用不可です。

6 受験申込方法

提出物	<ul style="list-style-type: none"> ● 採用試験申込書（写真1枚貼付） ● 写真1枚（採用試験申込書と同じもの） ● 383円切手 ● 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業見込証明書
提出先	〒743-0011 山口県光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部総務課 ※郵送の場合は、封筒の表に「 受験申込書在中 」と朱書し、簡易書留等の確実な方法により提出してください。
受験票の送付	採用試験申込書を受理したら、折り返し受験票を送付します。令和4年9月2日（金）までに受験票が到着しないときは、総務課に照会してください。 電話：0833-74-5601（総務課直通）

7 試験の内容

第一次試験

区分	試験	試験の内容
上級 中級 初級	教養試験	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、資料解釈など
	適性試験	消防職員としての適応性検査
	体力検査	握力、シャトルラン
	面接試験	個別面接により行う予定
消防職員経験者枠 (上級・中級・初級)	社会人基礎試験	社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力、職場への適応性
	体力検査	握力、シャトルラン
	面接試験	個別面接により行う予定

第二次試験

対象	試験	試験の内容
第一次試験合格者	作文試験	思考力、判断力、表現力、構成力等についての評価
	面接試験	個別面接により行う

8 試験結果について

合格者の受験番号を公告するとともに、合格、不合格を問わず、受験者全員にその結果を通知します。

なお、総合得点及び総合順位については、次のとおり口頭による開示を総務課に請求することができます。

請求者	開示場所	必要書類	開示期間
受験者本人	総務課	受験票及び運転免許証等の本人確認書類	試験の合格発表から1か月間

9 給与等

給与及び勤務時間は「光地区消防組合職員の給与に関する条例」及び「光地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」の定めによります。

なお、給料は、上級、中級、初級又は消防職員経験者枠（上級・中級・初級）など各人の経歴によって異なりますが、令和4年4月1日現在における新卒者の初任給は、次のとおりです。

上 級	中 級	初 級
188,700 円	168,900 円	154,900 円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 合格者の採用日は、令和5年4月1日以降です。
- (2) 区分「上級、中級、初級」を受験し、採用された方は、山口県消防学校において採用後約8ヶ月間（令和5年4月～同年11月予定）の教育研修を受けることとなります。
- (3) 消防職員経験者枠を受験される方は、受験資格確認のため第二次試験以降の際に次の書類を提出していただきます。
 - ・「住民票の写し」または「住民票の除票の写し」
 - ・「職歴証明書」など

11 お問合せ先

総務課 電話 0833-74-5601